

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施について

1 実施目的・事業内容

保育所・認定こども園を利用している児童が保育中に体調不良となった場合において、看護師等が緊急的及び保健的な対応を行うことにより、安心かつ安全な体制を確保することを目的とするもの。

2 実施施設

全市立保育所，浜風あすのこども園及び，しおさいこども園

3 事業開始時期

平成30年4月1日

4 対象児童

実施施設に通所・通園する0～5歳児（定員数860名）

5 利用定員数

各施設1か所当たり2名程度

以上